

障害者総合支援法が 施行されます

平成25年
4月1日から

平成25年4月1日から、これまでの「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されます。

この法律は、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律で、障がい者自身の社会参加への機会拡大や地域社会への共生などが、計画的かつ総合的に行われることを基本理念としています。

今回は、「障害者総合支援法」のポイントについて紹介します。



◆ 障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに「難病等（治療方法等が確立していない疾病その他の特殊の疾病等）」が追加され、障がい福祉サービスなどの対象となります。

これにより、症状の変動などにより、身体障がい者手帳の取得ができないものの、一定の障がいのあるかたがたが障がい福祉サービスを利用できるようになります。

【難病等の種類】 ・関節リウマチ ・突発性難聴 ・パーキンソン病 ・ベーチェット病 ・もやもや病など

◆ その他のポイント

市町村が実施する地域生活支援事業として、市民後見人などの人材育成などが新たに追加されるほか、重度肢体不自由者で常時支援が必要な人に対する「重度訪問介護」の対象拡大や、地域生活へ移行する際に、重点的な支援が必要な人に対する「地域移行支援」の対象拡大などが段階的に実施されていく予定です。

◆ 介護相談員を 募集します



市では、市内介護保険施設を訪問し、利用するかたのお話を聞き、施設と一緒に介護保険サービスの質の向上を目指す介護相談員を公募します。

活動内容 相談活動（月2〜4回程度）

資格 市内にお住まいで介護保険に感心のあるかた（介護サービス事業所に勤務する人は除く）

採用方法 応募者の中から選定

報酬 月額6,100円

公募期間 3月1日（金）〜15日（金）

申込方法 健康福祉課高齢・障害係（保健福祉センターひだまり1階）まで連絡してください。申込用紙をお渡しします。

◆ いきいきお出かけ券の使用 期間が間もなく終了します

平成24年度に高齢者公共交通機関運賃助成事業として交付しました「いきいきお出かけ券」の使用期間は、3月31日（日）までです。4月1日（月）以降は使用することができませんので、まだ券が残っているかたは、早めに利用してください。

平成25年度も、「いきいきお出かけ券」を交付する予定です。なお、交付内容や交付時期、交付方法などくわしくは、広報とばや行政放送、ホームページなどで改めてお知らせします。
問合せ先 健康福祉課高齢・障害係